

あきる野市地域防災計画

(雪害編)

(案)

あきる野市防災会議

目 次

雪 害 編

総 則

第1章 計画の方針	1
第1節 計画の目的	1
第2節 想定される被害	2
第3節 計画の性格	2
第4節 計画の構成	2
第5節 計画の習熟及び周知	2
第2章 災害予防計画	3
第1節 雪害に強いまちづくり	3
第2節 孤立予防対策	4
第3節 救助・消火活動体制の強化	5
第4節 交通対策計画	6
第5節 道路交通対策	7
第6節 自助・共助による雪害への取組	10
第7節 バス交通対策	11
第8節 情報連絡体制の充実強化	11
第9節 ライフライン施設の雪害予防計画	12
第10節 農林業雪害予防計画	12
第11節 火災防止計画	12
第12節 危険物等災害防止対策	12
第3章 雪害応急対策計画	13
第1節 初動対応体制の確立	14
第2節 大雪等への対応	20
第4章 雪害復旧計画	23
第1節 被災者の生活確保	23
第2節 中小企業への融資	23
第3節 農林業関係者への融資	23
第4節 義援金品の配分	23
第5節 災害復旧事業	23

総 則

第1章 計画の方針

平成26年2月の大雪では、記録的な積雪となり、市内各所でカーポートやビニールハウス等農業用設備に被害が生じたほか、道路の通行止め区間の発生、電車、路線バス等の運休等、市民生活に大きな影響が生じた。

本市においては、豪雪地帯(*1)のような雪害に対する対策基盤はなく、雪害に対する知識や意識も高くないことから、大規模な雪害に至らない程度の降雪が生じた場合でも、市民生活に及ぼす影響が大きい。また、市街地における都市機能の阻害だけでなく、降雪量の多い山間部等では、交通の途絶による集落の孤立の発生等も危惧される。

雪害については、雪が降っている時（風雪害、着雪害）、降り積もった後（積雪害、雪圧害）、さらに融ける時（融雪害）とさまざまな状況で発生するおそれがあることから、雪害予防と被害を軽減させるための取組を推進する。

*1 豪雪地帯は、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年4月5日法律第73号）に基づき、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が、積雪の度その他的事情を勘案して政令で定める基準に従い、かつ、国土審議会の意見を聴いて、道府県の区域の全部又は一部を指定した地域。

第1節 計画の目的

あきる野市地域防災計画（雪害編（以下「雪害編」という））は、大雪により、市内に雪害が発生又は発生するおそれのある場合に備え、東京都及び防災関係機関との情報共有及び連携により、迅速に災害応急対策を実施できる態勢を構築するとともに、除雪作業を委託する事業者等との連携強化、情報発信の充実、自主防災組織及び市民の自助・共助に基づく除雪活動等の啓発により、市民生活の安定に資することを目的とする。

第2節 想定される被害

大雪により、本市に生じると想定される被害は次のとおり。

人的被害 孤立集落の発生、物的損壊に伴う死傷、転落・転倒、交通事故、建物内の閉じ込め等

物的被害 家屋・その他建物の損壊、倒木・落雪等による物的損壊

交通被害 道路交通の不通、鉄道・路線バスの運休等

ライフライン被害 電線及び電話線の切断による停電及び通信の途絶

その他被害 ごみ回収の中止

第3節 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき作成された「あきる野市地域防災計画（震災編）」の「雪害編」として定める。

この計画に定めのない事項については、「あきる野市地域防災計画（震災編）」に準拠するものとする。

第4節 計画の構成

第1章 総則

第2章 雪害予防計画

第3章 雪害応急対策計画

第4章 雪害復旧計画

第5節 計画の習熟及び周知

この計画を円滑かつ的確に運用するため、市及び防災関係機関は、平素からこの計画についての理解を深め、防災・安心地域委員会等とともに、市民、団体、事業者等の理解と協力が得られるよう広く周知するものとする。

第2章 災害予防計画

雪害の軽減を図り、安定した日常生活及び社会経済活動を確保するためには、日ごろから除雪作業を想定した体制の整備を進めるとともに、雪害に対する意識啓発等により、雪に強い地域づくりを推進することが重要である。このようなことから、冬季前における広報活動や防災・安心地域委員会等との協働による防災意識の高揚に努めるとともに、雪害を想定した避難所や排雪仮置場（雪捨場）の確保等の対策を推進する。

第1節 雪害に強いまちづくり

1 冬季対策の充実強化

平素より雪害への注意喚起を行い、雪害対応に関する市民意識の向上に取り組むとともに、公共機能の持続性、防災関連機関との連携強化に努める。

（1）冬季対策の対応目標

ア 冬季除雪体制の整備を含めた道路交通、公共交通機関の円滑な運行、凍結対応も含めたライフライン等の確保対策を重点的に実施する。

イ 降積雪時の対応に関する事前広報、通学路の確保、凍結による転倒の防止対策、庁舎管理等の安全確保対策を実施する。

ウ 降積雪時の交通の安全や家周りの除雪等、住民自らが雪に対応していくことへの具体的な啓発的広報を積極的に実施する。

2 避難所及び避難路の確保

市は、雪害が発生した場合又は発生のおそれがある場合に、住民が円滑に避難することができるよう避難所及び避難路の確保等を図る。

（1）雪害に対して安全な避難所の確保

市は、孤立する危険性のある地域（小宮地区、深沢地区、盆堀地区）を考慮し、雪害が発生した場合又は発生のおそれがある場合に備え、地域ごとに、あらかじめ避難所を指定する。

（2）安全な避難路の確保

市は、雪害が発生した場合又は発生のおそれがある場合に備え、住民が円滑に避難所等に避難することができるよう、次の対策を講ずる。

ア 除雪作業が可能な車両を所有する事業者等との連携強化による道路除雪を推進する。

イ 市民に対して、住宅周辺、歩道等の自主的な除雪について呼びかけを行うとともに、自主防災組織、地域防災リーダー等、地域防災の担い手が主体となって行う除雪作業を促進する。

(3) 避難誘導標識の設置

市は、住民が安全に避難所に到達することができるよう、避難誘導のための標識整備を推進する。

第2節 孤立予防対策

1 道路等の除雪

積雪等により交通が困難又は不能になり孤立するおそれのある地区については、生活道路の確保を最重要策として位置づけ、優先順位を付けて、重要度の高い道路から順に除雪を行う。

2 平常時の対策等

積雪等により交通が困難又は不能になり孤立するおそれのある地区について、日常生活が維持できるよう、通信の確保、食糧等備蓄の奨励等、万全の事前措置を実施する。

第3節 救助・消火活動体制の強化

1 降積雪時の活動体制強化

各防災機関は、降積雪時の救助・消火活動に備え、出動人員の配備計画を作成するとともに、孤立地区やその他雪害が発生した際には、減災と事態を解消するために活動する。また、降積雪時における対応装備を強化するため、四輪駆動及び冬用タイヤ等寒冷地仕様の車両の導入、除雪用資機材の導入等に努める。

2 消防水利の確保

地下式消火栓や防火水槽は、地上式の消火栓と異なり、積雪により位置を確認し難い状況が生じる。消防水利の所在を明示する手段として標識の設置も行っているが、地下式消火栓のほとんどは道路内に設置されているなど、地理的条件により水利施設から離れた位置に設置せざるを得ない箇所が多い。このようなことから、地理情報システム（GIS : Geographic Information System）（＊1）を利用した携帯端末用アプリケーション等を導入し、より正確な消防水利の位置情報が取得できる環境を構築する。また、積雪時における消防水利機能を確保するため、消防団とともに、消火栓、防火水槽等に堆積した雪の除去に努めるものとする。

* 1 地理情報システム（GIS : Geographic Information System）… 地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術

[参考] 市内の消防水利整備状況（平成26年3月31日現在）

消防水利の区分	基 数
消火栓	1,358 基
地上式	(407 基)
地下式（積雪により位置確認に支障が生じるもの）	(951 基)
防火水槽（積雪により位置確認に支障が生じるもの）	444 基
	1,802 基

※積雪により位置確認に支障が生じる消防水利の数 ((1)+(2))

$$951 \text{ 基} + 444 \text{ 基} = 1,395 \text{ 基} \cdots (4)$$

※積雪により位置確認に支障が生じる消防水利の割合 ((4)/(3) × 100)

$$1,395 \text{ 基} / 1,802 \text{ 基} \times 100 = 77.41\cdots \Rightarrow \text{約 } 77\%$$

3 関係機関との連絡体制

市は、降積雪時の迅速な消火活動又は救急・救助活動を実施するため、道路管理者及び隣接自治体との道路情報の収集連絡体制を強化するとともに、地域住民に対し除雪等について協力を要請する。

第4節 交通対策計画

市民の日常生活及び社会経済活動の安定を確保するためには、雪による交通障害を排除することが重要であり、市及び各関係機関は、必要な施設、体制等の整備を推進し、降積雪期における交通の確保を図る。

1 積雪時の交通安全確保対策

(1) 冬期交通の安全確保

各防災機関は、冬期の交通事故及び交通渋滞の発生を防止するため、冬用タイヤ又はチェーンの装着、路上駐車の禁止等交通の安全確保について、テレビ、ラジオ、新聞、広報紙、防災行政無線等を利用し啓発を図る。

(2) 倒木対策の推進

道路管理者等は、道路交通等への障害を生じさせないため、倒木のおそれがある民地の樹木について、平常時から、管理者に対し伐採等を実施するよう指導を行うものとする。

第5節 道路交通対策

1 降積雪時における道路機能の確保

(1) 行政の役割

市が管理する主要道路においては、冬用タイヤ及びチェーンを装着した車両での走行が可能な路面管理を行うため、除排雪の基準等に基づき除排雪作業を実施する。

※東京都：東京都管理道路における除排雪作業を実施する。

(2) 市の除排雪の基準

積雪時の除排雪について、早期に市民の日常生活及び社会経済活動の確保を図るため、公共交通機関へのアクセス道路及び物資の輸送の確保等を最優先に、以下の各基準に基づき、重要度の高い道路から順に除排雪を実施する。

市の除雪出動基準

除雪路線の種類	出動基準	路面状態の目標
一次優先道路 (公共交通路線及び公共交通機関に接続する道路、地域間を結ぶ主要幹線道路)	・除雪目安積雪量 10cm	・通勤通学時間帯の円滑な交通確保 ・バス路線等については、完全除雪による通行確保
二次優先道路 (地域間を結ぶ道路、遠隔集落にアクセスする道路、公共施設周辺道路等)	・除雪目安積雪量 10cm ・わだちの深さ 5cm	・交互通行可能な状態
その他路線 (主に市が管理し、二次優先道路にアクセスする道路、生活道路等)	・状況により出動 ・市民生活に大きな支障が生じ、災害復旧部長（都市整備部長）が認めたとき	・車両のすれ違いが可能な状態 ・生活道路（歩行者含む）の安全確保

市の排雪作業開始基準

排雪路線の種類	実施基準
一次優先道路 (公共交通路線及び公共交通機関に接続する道路、地域間を結ぶ主要幹線道路)	<ul style="list-style-type: none"> ・積雪量が 30cm を超えると予想される場合 ・除雪した雪の堆積等により交差点の見通し等が著しく不良となった場合
二次優先道路 (地域間を結ぶ道路、遠隔集落にアクセスする道路、公共施設周辺道路等)	同上
その他路線 (主に市が管理し、二次優先道路にアクセスする道路、生活道路等)	同上

(3) 除排雪体制の整備

除排雪作業の際に使用する機器類、資機材については、日頃から整備を行い、効果的かつ円滑な除雪作業が実施できる体制を確立するため、民間における除雪機械の保有状況を把握し、協力体制を構築する。

(4) 排雪仮置場（雪捨場）の確保

除排雪作業の効率化を図るため、運搬排雪に利用しやすい施設を排雪仮置場として確保する。

排雪仮置場

施設名	所在地
秋川ふれあいランド	小川 1343 - 101
リバーサイドパーク一の谷	引田 776
草花公園駐車場 *	原小宮 353
第2水辺公園	下代継 407 - 24
第3水辺公園	切欠 2406
秋川橋河川公園	留原 814
小和田グラウンド *	小和田 8

*印の付いた施設については、市民が除排雪した雪の受入も行う。

(4) 凍結防止剤の散布及び配備

道路管理者は、積雪時等に車両スリップ防止のため、必要箇所に凍結防止剤の散布を行う。また橋梁部や狭隘道路等の勾配の急な区間等における車両スリップ防止のため、凍結防止剤を配備する。

市の凍結防止剤散布基準

散布路線の種類	散布実施基準	路面状態の目標
一次優先道路 (公共交通路線及び公共交通機関に接続する道路、地域間を結ぶ主要幹線道路)	<ul style="list-style-type: none">・積雪 2cm を超えると予測される場合に実施する・市で指定した路線を優先して行う・その他危険と認められる箇所を行う	<ul style="list-style-type: none">・凍結の危険を事前に回避する・車両がスリップを起こさない程度を目安とする
二次優先道路 (地域間を結ぶ道路、遠隔集落にアクセスする道路、公共施設周辺道路等)	同上	同上
その他路線 (主に市が管理し、二次優先道路にアクセスする道路、生活道路等)	<ul style="list-style-type: none">・地域の要望により、町内会・自治会を通じ凍結防止剤の配布を行う・散布は、配布先の町内会・自治会が行う	

(5) 道路情報連絡体制の充実強化等

道路管理者は、利用者、関係機関等に対し道路交通情報、除雪情報、災害情報、気象に関する情報等道路に関する各種情報を迅速かつ的確に提供できるよう、情報連絡体制及び報道機関との連携体制の充実強化を図るとともに、ホームページや電光表示板等での注意喚起に努める。

(6) 住民等への協力の呼びかけ

道路上への雪の投げ捨ては、路面凍結を引き起こす可能性があり、転倒事故や車両のスリップ事故等、二次災害にもつながる危険性を有している。

市は、降積雪時における交通確保及び除排雪が効果的に行われるよう、路上駐車や道路への雪の投げ捨てをしないこと等について住民や事業所等に対して協力を呼びかけるものとする。

第6節 自助・共助による取組

1 自助による取組

市民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命・財産は自らが守る」ために必要な雪害への備えを推進する。

《日ごろの準備》

- 食糧・飲料水などの生活必需品は、家族が3日分以上生活できるように備蓄する。
- 停電対策として、懐中電灯、ろうそく、ランプ、石油ストーブ、カセットコンロ、ラジオ、乾電池、灯油やカセットガスボンベなどの燃料等を備蓄しておく。

《日ごろの雪害に備えた心構え》

- ニュースや気象情報などの情報を収集する。
- 情報から不測の事態を予測し、準備行動に備える。
- 食料や生活必需品などの足りないものを事前に準備する。
- 家族間での連絡方法を確認しておく。
- 積雪が予想され、外出が困難になるおそれがある場合は、事前に用事を済ませておく。
- 降積雪が予測される日と透析等で通院する日が重なる場合などは、事前に診療医療機関に相談し、日程をずらすなど対策をとっておく。

《降積雪時における雪害予防の取組》

- 車での外出は極力控え、除雪作業の妨げとなる路上駐車等は行わない。
- 自宅の周辺等については自力除雪に努める。
- 道路除雪後は、除雪された雪が凍結する前に、住宅・車庫等から道路までの通路を確保する。
- 道路状況を悪化させる道路への雪出しへは行わない。

2 共助による取組

大雪に際しては、公助の対応だけでは十分とはいはず、市民一人ひとりが進んで「自分たちの地域は、自分たちで守る。」という心構えと行動が必要となる。このようなことから、市は自主防災組織や地域防災リーダー等と協力し、地域住民の雪害に対する防災意識の高揚と雪害予防知識の普及・啓発に取り組み、地域自らの力で雪害予防に取り組む体制の構築を促進する。

《日ごろの準備》

- 食糧・飲料水・燃料などの生活必需品は、隣り近所で各家庭の備蓄品を融通する。
- 地域の力で、町内会・自治会や隣組単位で安否確認や被害状況を確認しあい、破損した場所の応急措置や除雪などを助け合う。
- 地域の力で、幹線道路（優先順位の高い道路）の除雪に併せて、まずは歩ける道幅を除雪し、次に1車線分の道幅を除雪して道路の確保を行い、孤立の防止に努める。

《日ごろの雪害に備えた心構え》

- 町内会・自治会に加入し活動に参画して、地域社会の一員となる。
- 市や町内会・自治会が行う防災訓練に、必ず参加する。
- 一時避難場所や市指定避難場所・避難所のほか、地区会館の設備等を覚えるとともに、地域備蓄品の把握等に努める。

《地域の見守りと災害時要援護者等への支援》

- 積雪時の移動が困難な災害時要援護者やひとり暮らしの高齢者については、外出できないことにより、建物内への閉じ込めと同様の事態に陥ることが想定される。このようなことから、町内会・自治会や隣組単位で状況を確認しあい、地域で実施し得る支援を行う。
- 車での移動に支障が生じるような積雪となった場合、定期的な通院が必要な透析患者等には、生命に危険が及ぶ可能性も生じることから、自助の対応を促すため、市においても受診日の変更を事前に案内するなどの対策をとる。

第7節 バス交通対策

バス事業者は、道路管理者と事前に協議し、除雪協力体制を確立するとともに、全線の運行状況を把握し、利用者等に対し迅速かつ的確に情報提供できるよう、情報連絡体制及び報道機関との連携体制の充実強化を図る。

第8節 情報連絡体制の充実強化

市は、各関係機関との連携強化を図り、除雪状況、交通規制状況、公共交通機関の運行状況等の情報を収集し、防災行政無線や安心メールの配信等により住民等に対して情報提供を行う。また、住民等に対し、より迅速かつ的確に情報提供できるよう、情報連絡体制の充実強化を図る。

第9節 ライフライン施設の雪害予防計画

電気通信、電力、ガス及び水道の施設は、住民の日常生活及び社会経済活動上欠くことのできないものであり、電気通信事業者、電気事業者、ガス事業者及び水道事業者は、降積雪時においてもその機能を確保できるよう施設の耐雪化等を推進する。また、被害の状況、応急対策の実施状況等の情報連絡体制を強化する。

第10節 農林業雪害予防計画

市は、雪害による農産物等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限に食い止めるため、農業団体等と連携を密にし、施設の耐雪化、除融雪体制の整備等を促進するとともに、被害防止に関する指導を徹底する。

1 農業

市は、農業者に対し、耐雪性品種の適期播種（種を蒔くのに適した時期）、融雪期の排水対策等を指導するとともに、施設園芸用施設、畜舎等の耐雪化を促進する。

2 林業

市は、林業者等に対し、雪に強い健全な森林を育成するため、適切な間伐、枝打ち等の施業技術指導を行うとともに、生産施設、加工施設等の耐雪化を促進する。

第11節 火災防止計画

震災編第2部第2章第1節「出火の防止」及び第2節「初期消火体制の強化」並びに第3節「火災の拡大防止」を準用する。

第12節 危険物等災害防止対策

震災編第2部第2章第4節「高圧ガス・有毒物質等の安全化」を準用する。

第3章 雪害応急対策計画

市及び防災関係機関は、市域内及び近隣市町村で雪害による警戒を要し、又は被害が発生した場合、直ちに災害応急対策を迅速に行う初動態勢を確立する。

市は、被害の発生を最小限度に止めるため、降雪・積雪状況及び災害の発生規模等に応じて職員を配備するとともに、災害対策本部又は危機管理戦略本部等を設置し、初動対応に着手する。

《対策内容別の時系列活動目標（イメージ）》

活動目標	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
配備指示、本部態勢等設置	警報、降雪状況に応じ警戒態勢確立	災害対策本部等設置、配備態勢決定			
活動環境確保、改善	初動要員への配備指示	各班に配備態勢の決定を通知	車両、燃料等確保		
道路状況の確認、除雪手配等	道路状況確認	除雪協力団体に連絡	道路状況の把握、凍結防止剤散布、孤立地区安否確認等		
本部会議設営準備、開催			雪害又は災害対策本部会議開催	雪害又は災害対策本部会議開催継続	
広域応援（受援）体制確立			広域応援要請、自衛隊派遣等		
職員参集状況確認、拡充	初動要員へ配備指示・拡充の検討	自主参集、配備状況確認、報告、災害対策予算、他課（班）への応援・調整等			

《対策実施課（班）、関係機関別の主な活動》

実施担当	警戒対応期	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4日～
地域防災課（本部班）	警報、降雪状況に応じ警戒態勢確立	災害対策本部等設置、配備態勢決定	災害対策本部等会議開催、応援要請	災害対策本部等会議開催継続、孤立地区の安否確認等	
建設課（第1復旧班）	道路状況確認	除雪協力団体に連絡	道路状況の把握及び除雪作業の進行管理、凍結防止剤散布、孤立地区状況確認等		
総務課（総務情報班）	車両等確保、配車	庁舎施設の機能保全、応急復旧	本部と各班間の情報連絡確保（車両、燃料確保等）、庁舎施設の機能保全、応急復旧		
企画政策課（企画班）		本部と各班間の連絡調整（特命事項調整）、部内対策の応援、			
市長公室（広報班）		市HP及び安心メールによる情報の発信、報道対応、広聴活動			
財政課（財政班）		災害時の応急財政措置（災害対策関係予算）			
生活福祉課（民生班）	災害時要援護者の確認	災害時要援護者の安否確認及び救助	避難生活支援等		
各部主管課	初動要員へ配備指示・拡充を検討	自主参集、配備状況の確認、報告			

第1節 初動対応体制の確立

1 初動対応の着手

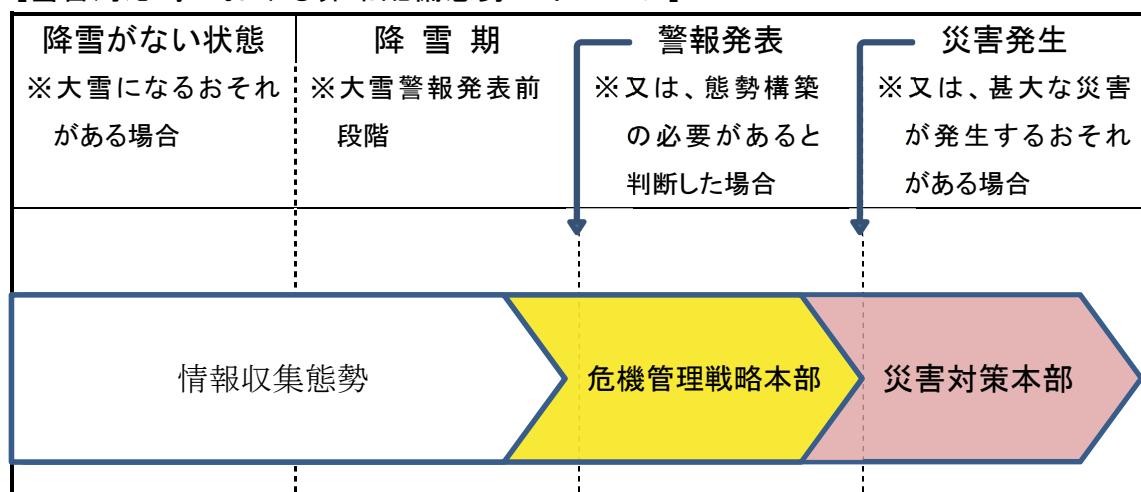
大雪等による雪害により、孤立地区や家屋倒壊等の雪害が発生するおそれがある場合は、以下の活動体制をとり、初動対応を行う。

2 雪害対応時の非常配備態勢の確立

災害対策本部設置以前においては、危機管理戦略本部（P. 15「*1 危機管理戦略本部の構成等」参照）態勢により情報収集活動を行うとともに、関係機関と連携し、必要な雪害対策を実施する。

また、危機管理戦略本部設置以前における情報収集活動を主とする雪害対策については、地域防災課及び建設課を中心とする都市整備部で実施する（情報収集態勢）。

[雪害対応時における非常配備態勢のイメージ]



降雪・積雪状況下においては、交通機関等にも影響が出ることから、職員召集にも支障が生じることが想定される。通常業務を行っている時間帯の中で非常配備態勢に移行する場合においては、職員確保に支障は生じないが、降雪・積雪状況にある休日・夜間時に職員を召集する場合、積雪量によっては職員確保に支障が生じる。このようなことから、雪害対応に際しては、態勢を構築するために必要な職員を、降雪前又は降雪が始まつて以降早い段階で市役所に召集することを基本とする。

なお、雪害対応時における市の非常配備態勢のイメージについては、別に定める「あきる野市事業継続計画（雪害編）」の職員参集の手順等のとおりとする（P. 15「*2 職員参集の手順等」、図2-1及びP. 16図2-2参照）。

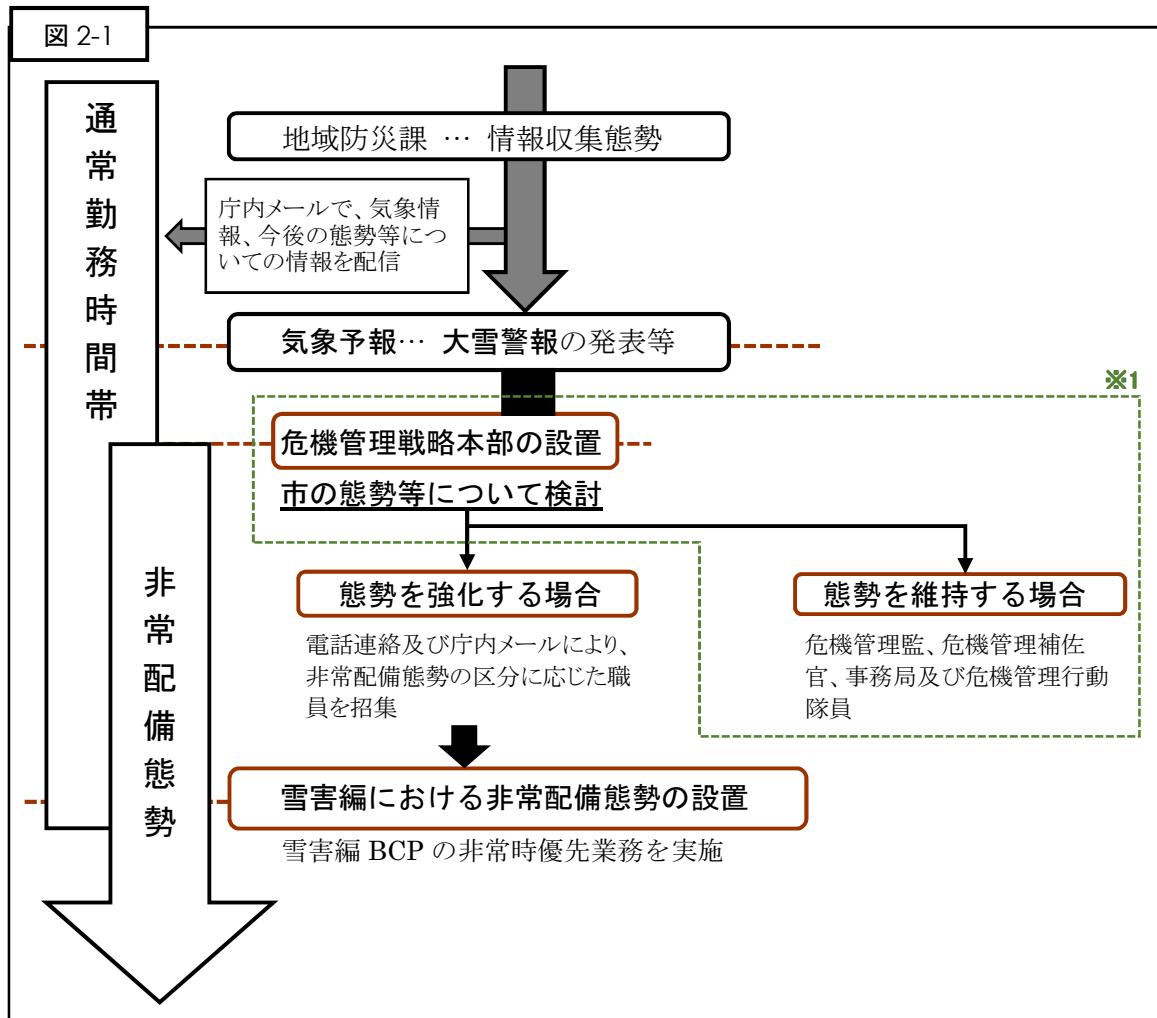
* 1 危機管理戦略本部の構成等（「危機管理基本指針」P.5 より抜粋）

危 機 管 理 戦 略 本 部	危機管理監（副市長）
	※副市長に事故があるときは総務部長、次に企画政策部長
	危機管理補佐官（危機管理監を補佐する。）
	※総務部長、企画政策部長、都市整備部長及び各所管部長
	事務局 発生した危機に関して担当する所管課
危機管理行動隊員 あらかじめ指名された職員(10人)	
【主な活動】	
①初動対応の確認と危機対応の徹底 ②情報収集と整理 ③危機の分類と危機レベルの判定 ④市役所関係部課への連絡・調整・指示 ⑤市長への報告 ⑥災害対策本部設置の具申（危機管理監）	

* 2 職員参集の手順等

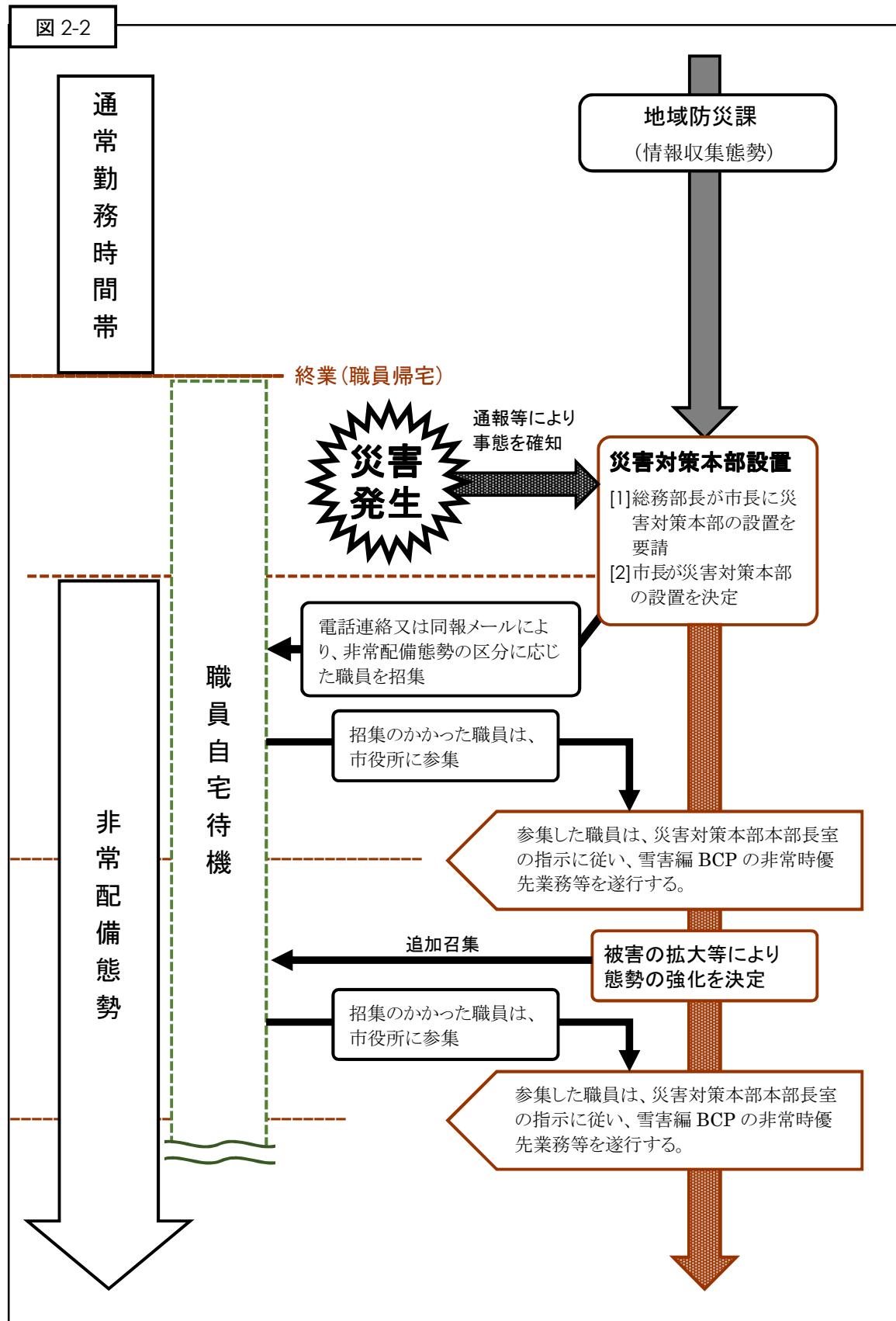
【図 2-1 通常勤務状態から非常配備（雪害対応）態勢に移行する場合のイメージ】

※既に雪が降っている又は大雪となることが想定される状況



【図 2-2 夜間・休日における非常配備（雪害対応）態勢設置のイメージ】

※危機管理戦略本部等による情報収集態勢はとっているが、孤立集落の発生等により災害対策本部を設置する必要が生じた場合



3 各部班の分掌事務

降雪積雪時及び雪害対応時における分掌事務は、以下のとおりである。

雪害編の事務として記載はないが、震災・風水害編に記載があるものについては、これを準用する。

【降雪積雪時（災害発生前段階）】

部	(部長)	班	(班長)	事務分掌	摘要
総務部	総務部長	本部班	地域防災課長	1 気象情報及び降雪・積雪情報の収集・伝達に関すること。 2 本部活動の把握及び統括統制に関すること。 3 都及び関連機関との連絡調整に関すること。 4 防災・安心地域委員会等自主防災組織への情報提供及び地域における除雪活動等についての協力依頼に関すること。 5 消防団に関すること。 6 防災行政無線による雪害対応状況等情報発信に関すること。 7 安心メールによる情報発信に関すること。（災害対策本部又は危機管理戦略本部設置前）	総務課 情報システム課 職員課 契約管財課 地域防災課
		総務班	総務課長	1 市庁舎敷地内及び周囲歩道の除雪作業に関すること。	
企画政策部	企画政策部長	企画班	企画政策課長	1 公共施設の開閉の判断及び周知に関すること。	企画政策課 市長公室 財政課 会計課
		広報班	市長公室長	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 市ホームページによる情報発信に関すること。	
境部	環境経済部長	環境班	生活環境課長	1 ごみ収集に関すること。（ごみ出しに関する市民への協力要請等）	生活環境課
救援救護部	健康福祉部長	民生班	生活福祉課長	1 避難所の設営及び自主避難者等の収容保護に関すること。 2 災害時要援護者、ひとり暮らし高齢者等に対する避難及び救護に関すること	生活福祉課 障がい者支援課 高齢者支援課 子育て支援課 児童課 健康課
		医療班	健康課長	1 人工透析患者等の支援に関すること。 ※通院日程の変更等、降雪・積雪の影響を受ける前段階での対応策を案内する。	
災害復旧部	都市整備部長	第1復旧班	建設課長	1 道路状況の情報収集に関すること。 2 除雪作業に関すること。 3 除雪した雪の集積場所に関すること。 4 凍結防止剤の散布に関すること。	都市計画課 区画整理推進室 管理課 建設課 施設營繕課

教育部	教育部長	給食班	学校給食課長	1 学校給食の食材調達及び配達に関すること。	学校給食課
消防部	消防団長	消防班	分団長	1 消防詰所の除雪に関すること。 2 水利箇所の除雪に関すること。	あきる野市消防団

【雪害発生時】

部	(部長)	班	(班長)	事務分掌	摘要
総務部	総務部長	本部班	地域防災課長	1 気象情報、降雪・積雪及び被害情報の収集・伝達に関すること。 2 本部活動の把握及び統括統制に関すること。 3 都及び関連機関との連絡調整に関すること。 4 防災・安心地域委員会等自主防災組織への情報提供及び地域における除雪活動等についての協力依頼に関すること。 5 消防団に関すること。 6 防災行政無線による雪害対応状況等情報発信に関すること。 7 安心メールによる情報発信に関すること。 8 自衛隊派遣要請に関すること。 9 防災行政無線による雪害対応状況等情報発信に関すること。	総務課 情報システム課 職員課 契約管財課 地域防災課
		総務班	総務課長	1 市庁舎敷地内及び周囲歩道の除雪作業に関すること。 2 災害対策本部の情報処理機器類の機能維持に関すること。	
企画政策部	企画政策部長	企画班	企画政策課長	1 公共施設の開閉の判断及び周知に関すること。	企画政策課 市長公室 財政課 会計課
		財政班	財政課長	1 災害対策関係予算に関すること（雪害対応に際し、直接必要となる経費） 2 その他財務一般に関すること（雪害に伴い増化した通常業務に必要となる経費等）	
		広報班	市長公室長	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 市ホームページによる情報発信に関すること。 3 安心メールによる情報発信に関すること。（災害対策本部又は危機管理戦略本部設置後）	
環境部	環境経済部長	環境班	生活環境課長	1 ごみ収集に関すること。	環境政策課 生活環境課 農林課 観光商工課 観光まちづくり活動課
		産業班	観光商工課長	1 商工業及び農業の被害状況調査に関すること。 2 帰宅困難者となった観光客等への受入避難所開設情報等の周知に関すること。	

救援救護部	健康福祉部長	民生班	生活福祉課長	1 避難所の設営及び被災者の収容保護に関すること。 2 災害時要援護者、一人暮らし高齢者等に対する避難及び救護に関すること。 3 災害時におけるボランティアセンター（社会福祉協議会が設置）との連絡調整及びその他ボランティアに関すること。	生活福祉課 障がい者支援課 高齢者支援課 子育て支援課 児童課 健康課
災害復旧部	都市整備部長	第1復旧班	建設課長	1 道路状況の情報収集に関すること。 2 除雪作業に関すること。 3 除雪した雪の集積場所に関すること。 4 凍結防止剤の散布に関すること。 5 道路内への倒木等の除去に関すること	都市計画課 区画整理推進室 管理課 建設課 施設営繕課
教育部	教育部長	給食班	学校給食課長	1 学校給食の食材調達及び配達に関すること。	学校給食課
消防部	消防団長	消防班	分団長	1 消防詰所の除雪に関すること。 2 水利箇所の除雪に関すること。 3 地域における雪害対応への協力に関すること。（災害対策本部の指示による活動）	あきる野市消防団

4 その他の事項

その他応急処理事項については、あらかじめ過去の報告をまとめ災害応急処理要領として活用する。

第2節 大雪等への対応

1 雪害発生前段階からの市の態勢及び対応

市は、通常時から気象情報の把握に努めているが、降雪が予測される際には、情報収集態勢により情報収集活動を行うとともに、都及び関連機関との情報共有（震災編第3部第2章「災害情報の収集・伝達」を準用する。）を行うものとする。また、警報が発表された際、若しくは降雪量が増し、組織的な事前対策が必要と認められる際には、危機管理戦略本部を設置し、災害の発生又は甚大な災害が発生するおそれがあり、総務部長の要請又は本部長が必要と認めたときは、災害対策本部を設置し、雪害に即応できる態勢をとる。

2 情報収集

（1） 気象情報の早期収集（気象庁ホットラインの活用）

大雪により、雪害が発生するおそれがある場合、市は、必要に応じ避難準備情報や避難勧告、避難指示を発表することになるが、被害を最小限に留めるためには、気象に関する専門的な意見を踏まえた上での判断が不可欠といえる。

このようなことから、市は、気象庁が設けている防災機関向け専用電話（気象庁ホットライン）を活用し、避難勧告等を発表する際の参考となる重要な気象情報や予測等を予報官に直接確認する。

（2） 雪害情報等の収集

市は、気象情報の収集と併せ、各地域の実際の積雪量や道路状況、住居内への閉じ込め、雪圧による建造物の損壊、帰宅困難者の発生状況などの雪害に関する情報を収集し、関係機関、消防団、自主防災組織等と連携し、対策を講じる。

3 職員への情報伝達と待機指示等

（1） 通常勤務時間帯

ア　府内情報システム及び職員同報メールにより、全職員に気象情報及び市の態勢等に関する情報を伝達する。

イ　各部課長は、所属職員への情報伝達状況を把握し、遺漏のないよう周知徹底を図る。

（2） 勤務時間外

ア　職員同報メールにより市の態勢、待機指示等に関する情報を伝達する。

イ 非常配備態勢の段階が上がった際には、職員同報メールにより市の態勢及び召集対象となる職員を周知するが、各課長は、召集対象となった所属職員の参集をより確実なものとするため、課内の連絡網による周知も行うものとする。

ウ 市が雪害対応のための態勢を構築した際には、非常配備態勢の段階に応じた職員の動員を行うことから、被召集職員についても緊急招集に対応できるよう自宅待機等に配慮する。

4 雪害対応における基本方針等

- (1) 都及び防災関連機関等との連携を強化し、大雪に対する災害対応能力の向上を図る。
- (2) 関係機関から気象情報や道路情報等を収集し、市の避難勧告等発令の判断材料として活用する。
- (3) 被害発生時は、都及び区市町村、警察署、消防署、消防団、自衛隊との緊密な連携の下、雪害による人的被害の抑制に全力を尽くす。
- (4) 地域防災の要として機能する町内会・自治会、防災・安全地域委員会等自主防災組織、地域防災リーダーに雪害対応に関する情報を発信するとともに、地域からの降積雪及び被害発生情報等の提供を受け、必要な対応を講じる。また、地域における自主的な除雪作業の実施や注意喚起活動等への協力を依頼する。

5 災害時要援護者への対応

降積雪状況下では、震災、風水害時とは異なる要因により、災害時要援護者への支援が必要となる場合がある。雪害については、気象情報を収集することにより、降雪時期や降雪量などを予測できることから、事前に対策を講じることも可能といえる。

このようなことから、市では、冬季を迎える前に、広報紙、ホームページ等により、雪害に対する意識啓発を行い、降積雪が予想される場合や降積雪状況となった際には、気象庁の最新気象情報や見通し、気象庁、都及び関連機関から提供される防災関連情報等を防災行政無線や安心メールにより発信し、適切な災害対策がとられるよう促し、併せて以下のような災害時要援護者対策を講じる。

- (1) 積雪により自宅への閉じ込めなどが生じた際に、居住者等が体調を害し又は負傷し、生命に危険が及んだ場合、迅速かつ適切な救命活動が実施されるよう、市は秋川消防署等関連機関と連携・協力し、対策を講じる。

(2) 家屋の損壊等により、避難施設に避難する必要が生じた災害時要援護者の避難行動支援が実施されるよう、自主防災組織、地域防災リーダー等への活動を呼びかけるとともに、必要に応じ、消防団に対し、避難支援活動を支援するよう要請する。

第4章 雪害復旧計画

雪害が発生した場合、ライフラインの停滞や地域の孤立などの事態が生じるとともに、プレハブやカーポート、農業用ビニールハウスの倒壊なども発生することから、市は関係防災機関と連携・協力して、市民の生活の安定と社会秩序の維持を図るため被災者の生活確保、中小企業等への融資、農業関係者への融資等に取り組まなければならない。また、市では、災害発生後に、被災した施設の被災再発生を防止するため、必要な改良を行う等の措置も必要となるとから、被害の程度を十分調査検討したうえで、迅速な雪害対応と救済措置を行う。

第1節 被災者の生活確保

震災編第4部第1章第1節「被災者の生活確保」を準用する。

第2節 中小企業への融資

震災編第4部第1章第2節「中小企業への融資」を準用する。

第3節 農林業関係者への融資

震災編第4部第1章第3節「農林業関係者への融資」を準用する。

第4節 義援金品の配分

震災編第4部第1章第4節「義援金品の配分」を準用する。

第5節 災害復旧事業

震災編第4部第3章第1節「災害復旧事業」を準用する。